

入札説明書

南部広域市町村圏事務組合において実施する下記工事において、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募の前に必ずお読み下さい。

事後審査型制限付一般競争入札とは、開札前に入札参加者全員が提出した事後審査型制限付一般競争入札参加申請書による暫定的な審査のみを行い、開札後に予定価格以下、最低制限価格以上の範囲内で入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を決定し、落札候補者のみに対し、資格審査資料の提出を求め、入札参加資格審査を行い、資格要件が確認できれば当該落札候補者を落札者とします。

落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、次順位者を落札候補者として審査を行います。

本入札に関する期日等については、公告文で確認してください。

1 対象となる入札

工事名：南斎場炉前ホール及び炉室空調設備更新工事

2 入札参加の申請（入札参加希望者全員）

入札参加を希望する場合は、一般競争入札参加申請書を公告文に記載されている日時までに直接、南斎場（豊見城市字豊見城 925 番地。以下同様。）事務室へ提出してください。（郵送での受付はいたしません）

3 入札の準備

見積もりに当たっては、別に示されている仕様書等に基づき適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行って下さい。

4 仕様書等に関する質問

仕様書等にかかる質問は、指定された期間内に指定様式を使用し、南斎場まで F A X（0 9 8－8 5 1－1 3 7 3）送信してください。

F A X送信後、電話（0 9 8－8 5 0－9 3 7 3）で必ず着信確認をしてください。

当該質問に対する回答は、指定した期日に南部広域市町村圏事務組合南斎場のホームページに公表いたします。

5 現場説明会

現場説明会は行いません。

但し、現場の見学については、受け入れ致しますので、事前に連絡を行うこと。

6 入札の実施

- (1) 郵送による入札は認めない。
- (2) 入札に際しては入札心得を熟読し、入札に望むこと。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出しなければならない。
- (4) 工事内訳書を入札書投函時に提出すること。提出のない場合は入札無効となるので注意すること。又、押印のないものについても同様とする。
- (5) 入札回数は3回とする。

7 開札

- (1) 開札は、入札書投函後直ちに当該入札の会場において行います。
- (2) 開札は公開とし、入札者は立ち会うものとします。
- (3) 開札後に予定価格以下、最低制限価格以上の範囲内で入札を行った者（以下「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降の審査順位を確定した上で、落札決定を保留し、資格審査等を行った上で、後日落札決定します。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が、2者以上あった場合は、くじによって順位を定め、落札候補者を決定します。また、第3位までの審査順位についても同価格で入札を行った者が2者以上あった場合も同様に、くじによって順位を確定します。

8 審査順位等の発表

落札候補者を決定した場合は、開札時に落札候補者及び第3位までの審査順位を発表します。

9 入札参加資格の審査（入札後落札候補者となった者）

落札候補者は、審査に必要な書類を発注者が指定する日時までに、直接、南斎場事務室へ提出してください。

書類の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、次順位以降の審査は行いません。

審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、その者の入札を無効とし、その旨を通知します。この場合は、開札時に決定した審査順位における次順位者を落札候補者として審査を行い、以降、落札候補者が入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きにより審査を行います。

10 入札の無効

次の場合に該当したときは、無効となりますので注意してください。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。

- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わない入札。
- (4) 入札書に記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人の場合は代理人の印）
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 明らかに連合その他不正行為によると認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札。

11 落札決定

落札候補者が入札参加資格を有することを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定し、落札者に対し通知します。

12 入札結果の公表

落札決定後、落札者の商号又は名称及び落札金額を南部広域市町村圏事務組合南斎場のホームページで公表いたします。

一 般 競 争 入 札 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

南部広域市町村圏事務組合
理事会理事長 知念 覚 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

事後審査型制限付一般競争入札に参加を希望しますので、誓約事項に誓約し、申請書を提出します。

記

- 1 公告年月日 令和7年10月29日(水)
- 2 工 事 名 南斎場炉前ホール及び炉室空調設備更新工事
- 3 工 事 場 所 豊見城市字豊見城925番地
- 4 誓 約 事 項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していません。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していません。なお、疑義がある場合において、南部広域市町村圏事務組合が那覇警察署もしくは各警察署に照会することについて承諾いたします。
 - (3) その他、本入札に関する入札参加資格者要件はすべて満たしています。
 - (4) この誓約が事実と相違することが判明した場合は、南部広域市町村圏事務組合から当該入札の無効、契約解除等のいかなる措置を受けても異存ありません。

入札書

入札金額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、南 斎 場 炉 前 ホ ー ル 及 び 炉 室 空 調 設 備 更 新 工 事

入札心得及び現場説明書等を承諾の上、入札します。

令和 7 年 11 月 13 日

住 所

商 号

氏 名

印

代 理 人 氏 名

印

南部広域市町村圏事務組合
理 事 会 理 事 長 知 念 覚 殿

委任状

私は、_____を代理人と定め、下記工事の入札に
関する一切の権限を委任致します。

記

1.工 事 名 南斎場炉前ホール及び炉室空調設備更新工事

2.工事場所 豊見城市字豊見城 925 番地

3. 代理人使用印鑑

--

令和 7 年 11 月 13 日

南部広域市町村圏事務組合
理事会理事長 知念 覚 殿

住所

委任者 商 号

氏 名

印

令和 年 月 日

南部広域市町村圏事務組合
理事会理事長 知念 覚 様

住所
商号
氏名
印

質 問 書

工 事 名	南斎場炉前ホール及び炉室空調設備更新工事
質問事項	

F A X 098-851-1373（南斎場宛）

（質問書は、そのまま送信下さい）

入札参加資格審査書類一覧（落札候補者のみ）

下記書類をA4ファイルに綴り、ファイルの表紙と背表紙に所在地及び商号を記載し、1部提出してください。

なお、郵送での受付は致しませんので、ご持参願います。

記

書類番号	名称	備考
1	事後審査型制限付一般競争入札参加申請書	南部広域市町村圏事務組合様式
2	誓約書	南部広域市町村圏事務組合様式
3	建設業許可	写し
4	入札参加資格	写し
5	商業登記簿謄本	原本
6	印鑑証明書（法務局で発行する証明書）	原本
7	納税証明書（滞納がないことを証明するもの）	原本
8	消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）	原本
9	財務諸表（直近2年分の貸借対照表、損益計算書）	原本証明可
10	雇用保険加入証明書	原本
11	労働者災害保険加入証明書	原本
12	健康保険・厚生年金保険加入証明書	原本
13	配置技術者との雇用関係及び保有資格	写し
14	その他理事長が必要と認める書類	

入札心得

(趣旨)

第1条 南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）において行う工事請負等制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、見積もる契約金額（単価による入札にあっては、見積単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、理事長が認める場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(入札)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札に参加する者は、入札書等に必要な事項を記載のうえ記名押印し、所定の入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始まるまでの間はこの限りではない。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 5 総合評価方式により入札を行う場合には、入札書等及び評価値の算出を行うための資料（以下「確認資料等」という。）を提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(提出した入札書等及び確認資料等の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者は、提出した入札書等及び確認資料等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(工事費等内訳書)

第6条 工事費等内訳書の内訳価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。

(開札等)

第7条 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

2 前項に規定する開札の立会者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

(落札候補者)

第8条 南部広域市町村圏事務組合理事会理事長(以下「理事長」という。)は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者及び最低制限価格の設定をしないものは予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効に入札をした者(以下「落札候補者」という。)から順次順位を付する。落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

2 落札候補者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者に、当該入札参加者が開札に立ち会っていないときには、前条第2項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。ただし、電子入札で行う入札案件については、電子くじにより順位を決定するものとする。

3 開札後、落札候補者は、理事長の求めに応じ入札参加資格審査のための書類(以下「資格審査書類」という。)を提出しなければならない。

(落札者又は入札参加資格不適合者の決定)

第9条 理事長は、前条の規定による資格審査の結果、適合者を確認した場合は、落札者として決定する。

2 理事長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

(入札参加資格不適合者に対する説明)

第10条 入札参加資格不適合通知書を受理した者で不服がある者は、前条第2項の通知が到達した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、理事長に対して説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求める場合は、説明申立書を法制契約課に持参又は郵送しなければならない。

3 理事長は、第1項の説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、回答書により回答する。

4 前3項に規定する説明申立ては、第9条第1項の落札者の決定を妨げることができない。

(入札書等の不受理)

第11条 郵送された入札書等は受理しないものとする。

(入札書等の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札時に失効事由が生じているＩＣカード（実際の代表者氏名、商号又は名称が異なるもの）を使用してした入札
- (2) 電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報（入札書を紙により提出する場合は、記載金額その他入札要件）が確認できない入札
- (3) 入札書の記載金額を訂正した入札
- (4) 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書等
- (5) 入札書の金額や¥マークの記載がない入札
- (6) 最低制限価格未満の入札金額が記載された入札書
- (7) 予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた入札金額が記載された入札書
- (8) 登録された所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札書等（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。）
- (9) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札書
- (10) 発注者名の記載が誤っている入札書等
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書等
- (12) 工事費等内訳書が同封（添付）されていない入札書
- (13) 封筒に2通以上の入札書等が入っている入札書
- (14) 工事費等内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札書
- (15) 未記入など不備がある工事費等内訳書が同封された入札書
- (16) 入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等
- (17) 虚偽の記載がされた入札書等
- (18) 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書等
- (19) 総合評価落札方式に係る確認資料等を提出しなかった入札
- (20) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札
- (21) その他入札の条件に違反した者が提出した入札書等

(落札後の手続)

第13条 落札者は、第9条第1項の通知を受けたときは、7日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第14条 理事長は、入札参加者が連合し又は不穩の行為をなす等の場合にお

いて、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(異議の申立て)

第15条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。